

保護者の皆様へ

西都市からのお願い（1月9日～1月22日）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご家庭での保育にご協力をお願いします

令和3年1月7日に、宮崎県全域に緊急事態宣言が発出されました。

宮崎県においては、新型コロナウイルス感染の連鎖が続いており、感染のリスクを抑える観点から次のとおりとします。

なお、発熱や喉の痛みなど体調不良を訴えている児童については、保育所等の利用は自粛していただきますようお願いいたします。

1. 保育の提供を縮小して開所の継続

保育所、認定こども園は、保護者の就労等でお子様の保育が困難な場合は登園することができます。

しかし、感染拡大防止のため、ご家庭での保育が可能な場合は、できる限りお子様の登園を控えていただきますようお願いいたします。

なお、保育所等の登園を自粛した期間の保育料については減額をすることとし、詳細については改めてお知らせします。

令和3年1月8日
西都市 福祉事務所